

令和5年度 第5回人事委員会 会議結果

一 日 時 令和5年6月30日（金） 午前10時00分から11時00分まで

二 場 所 人事委員会委員室（県庁第二庁舎7階）

三 出席者

- | | | | | | |
|---------|------|-------|---------|------|--|
| 1 人事委員 | 委員長 | 小松哲也 | | | |
| | 委員 | 中本久美子 | | | |
| | 委員 | 細田耕治 | | | |
| 2 事務局職員 | 事務局長 | 山本雅美 | 次長兼給与課長 | 前田俊和 | |
| | 任用課長 | 尾田聡子 | 係長 | 米田康孝 | |
| | 係長 | 山口玲夏 | 係長 | 河崎卓哉 | |
- ※新型コロナウイルスの感染防止の観点から、事務局職員の委員室への入室は説明者など必要最小限の人数とし、必要に応じて隣室（執務室）から呼び出す形で対応
- 3 傍聴者 なし

四 議 題

- 議案第1号 鳥取県職員採用試験（令和6年4月採用予定 大学卒業程度（事務（キャリア総合コース）以外））の第1次試験合格者の決定について
- 議案第2号 職員の採用選考について
- 議案第3号 人事委員会規則等の一部改正について（組織改正関係）
- 議案第4号 令和5年（措）第1号事案に係る判定について
- 議案第5号 勤務条件に関する措置要求の受理について

五 議 事

議事について公開又は非公開のどちらとするかについて審議を行い、議案第3号は公開、議案第1号、第2号、第4号及び第5号は非公開とすることについて全員の合意を得た。

◇議案第1号

鳥取県職員採用試験（令和6年4月採用予定 大学卒業程度（事務（キャリア総合コース）以外））の第1次試験合格者の決定について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

◇議案第2号

職員の採用選考について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

◇議案第3号

人事委員会規則等の一部改正（組織改正関係）について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

以下のとおり規則及び通知を改正する。

1 改正する規則及び通知の名称

（1）規則

- ア 職員の職務の級の分類に関する規則（平成18年鳥取県人事委員会規則第1号）……………①
- イ 管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第30号）……………②

- ウ 管理職手当に関する規則（昭和 33 年鳥取県人事委員会規則第 22 号）……………③
- エ 給料表の適用範囲に関する規則（昭和 32 年鳥取県人事委員会規則第 7 号）……………④
- オ 鳥取県職員の退職管理に関する規則（平成 28 年鳥取県人事委員会規則第 2 号）……………⑤

(2) 通知

- ア 管理職手当に関する規則別表第 1 中の「人事委員会が承認したもの」について（平成 19 年 3 月 30 日付第 200600204250 号）……………⑥

2 概 要

県の組織改正に伴い、関係規則等について所要の改正を行う。

(1) 県の組織改正の概要

- 県政の総合調整を担う「政策戦略本部」、地域の活力再生と輝くふるさとづくりを進める「輝く鳥取創造本部」の設置 など
- 「危機管理局」を「危機管理部」に、「地域づくり推進部」を「地域社会振興部」に、「子育て・人財局」を「子ども家庭部」に、「会計管理局」を「会計管理部」に改める。
- 以下の職を廃止
政策戦略監、農業振興監

(2) 関係規則等の改正の概要

組織、職の変更、新設、廃止に伴い、関係する規則等についても規定の変更、追加、削除を行う。

その他、組織の改正に併せ組織等を建制順に改める。

- 職員の職務の級…①
 - ・組織に「政策戦略本部」「輝く鳥取創造本部」を追加、「令和新時代創造本部」「交流人口拡大本部」を削除 など
- 管理職員等の範囲…②
 - ・「政策戦略監」「農業振興監」を削除
- 管理職手当…③⑥
 - ・1種に「政策戦略本部の本部長」「輝く鳥取創造本部の本部長」を追加
 - ・2種の「政策戦略監」「農業振興監」を削除 など
 - ・⑥は表示方法を表形式に改め、支給対象範囲から「危機管理局の局長」「子育て・人財局の局長」を削除 など
- 給料表の適用範囲…④
 - ・医療職（1）給料表の適用範囲において「子育て・人財局の参事」を削除し、「子ども家庭部の理事監及び参事監」を追加
- 退職管理…⑤
 - ・「部局長」を「部長」に改める。

3 施行（適用）日

鳥取県行政組織条例の一部を改正する条例（令和 5 年鳥取県条例第〇号）の施行の日。

◇議案第 4 号

令和 5 年（措）第 1 号事案に係る判定について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

◇議案第 5 号

勤務条件に関する措置要求の受理について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

六 次回人事委員会の開催

令和 5 年 8 月 9 日（木）午前 10 時 00 分から開催することとした。